

チャイルド王子保育園運営規程

制定日：平成29年 4月 1日

改正日：令和7年 11月 1日

(事業所の名称等)

第1条 チャイルド王子保育園が設置する小規模保育事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 チャイルド王子保育園

(2) 所在地 愛知県春日井市勝川町西2丁目44 大黒ビル 1A

(事業の目的)

第2条 チャイルド王子保育園（以下「当園」という。）は、特定地域型保育事業所の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定地域型保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定地域型保育を提供するよう努める。

3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定地域型保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定地域型保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（園長、管理者等） 1人

施設長は、特定地域型保育の質の向上、職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 8人（常勤 7人、非常勤 1人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 保育従事者 0人（常勤 0人、非常勤 0人）

保育従事者は、保育士の職務を助ける。

(4) 調理員 2人（常勤 2人、非常勤 0人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 看護師 1人（常勤 0人、非常勤 1人）

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 栄養士 1人（常勤 1人、非常勤 0人）

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 事務職員・用務員 0人（常勤 0人、非常勤 0人）

事務職員・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

(特定地域型保育の提供を行う日及び行わない日)

第6条 当園の特定地域型保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

- 3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定地域型保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定地域型保育を提供することがある。
- 4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定地域型保育の提供を行わないことがある。

(特定地域型保育の提供を行う時間)

第7条 特定地域型保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前 7時30分から午後 6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。
- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前 8時00分から午後 4時00分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年春日井市条例第29号)第43条第1項の規定により、利用子どもの居住する市町村が定める額の利用者負担額を利用子どもの保護者から徴収する。

- 2 当園においては、春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第43条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、別表1に掲げる特定利用者負担額を徴収する。
- 3 当園は、春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第43条第4項の規定により、別表2に掲げる実費を徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	計
3号	3人	7人	9人	19人
合計	3人	7人	9人	19人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第 10 条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたときかつ保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定地域型保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 3 号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じ、市が認めたとき。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 当園の職員においては、特定地域型保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第 12 条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第 14 条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第 15 条 当園は、その提供した特定地域型保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(記録の整備)

第 16 条 当園は、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 特定地域型保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 春日井市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第 50 条で準用される第 19 条の規定する市への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営についての重要事項)

別表1（特定教育・保育の質の向上を図るために要する費用）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額

別表2（特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担）

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
入園金	連絡帳・名札・帽子	年間 6,000 円
	誕生日カード・制作費	
進級園児保育材料費	連絡帳・誕生日カード・制作費	年間 4,000 円

【3号認定子どもの延長保育に係る利用者負担

